

昭和二十六年政令第三百四十二号

土地収用法施行令

内閣は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第一百一十五条、第一百三十五条第二項、第一百三十八条第三項及び附則の規定に基き、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（土地収用法の施行期日）

第一条 土地収用法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十六年十一月一日とする。

（あつせん申請書）

第一条の二 法第十五条の二第一項の規定によりあつせんの申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したあつせん申請書の正本一部及びその写し二部を都道府県知事に提出しなければならない。

（あつせん申請書）

第一項の規定によりあつせんの申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したあつせん申請書の正本一部及びその写し二部を都道府県知事に提出しなければならない。

（あつせん申請書）

2 仲裁合意を証する書面があるときは、前項の仲裁申請書に当該書面又はその写しを添付しなければならない。

（仲裁委員の氏名の通知）

第一条の七の三 都道府県知事は、法第十五条の人の規定により仲裁委員を任命したときは、遅滞なく、仲裁委員の氏名を当事者に通知しなければならない。

（仲裁の手続の非公開）

第一条の七の四 仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。

（仲裁に要する費用の負担）

第一条の七の五 仲裁委員は、法第二百一十五条の二に規定する費用の概算額を、同条の規定により当該費用を負担すべき者に予納させるものとする。

2 仲裁委員は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、法第二百一十五条の二に規定する手続を行わないことができる。

3 法第二百二十五条の二に規定する費用のうち次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定めるところによる。

- 1 仲裁委員の旅費 条例で定めるところにより算出した額
- 2 鑑定人及び参考人の旅費及び手当 条例で定めるところにより算出した額
- 3 送付に要する費用その他必要な費用（前二号に掲げるものを除く。） 実費

（図面の縦覧場所の通知）

第一条の八 國土交通大臣又は都道府県知事は、法第二十六条の二第一項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、あわせて、法第二十六条第一項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により告示される図面の縦覧場所を通知しなければならない。

（著しく低い補償金の見積額）

第一条の八の二 法第三十六条の二第一項第一号（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一万円とする。

2 法第三十六条の二第一項第二号（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一万円とする。

（裁決手続開始の決定の通知）

第一条の九 収用委員会は、法第四十五条の二（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により裁決手続の開始を決定したときは、直ちに、起業者にその旨を通知しなければならない。

（明渡裁決の申立てがあつた旨の通知）

第一条の十 収用委員会は、法第四十七条の二（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により土地所有者又は関係人が明渡裁決の申立てをしたときは、その旨を起業者に通知しなければならない。

（収用委員会の常勤委員）

第一条の十一 法第五十二条第七項ただし書の政令で定める都道府県は、東京都、大阪府及び兵庫県とする。

（加算金等の額に端数が生じた場合の処理）

第一条の十三 法第九十条の三第二項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第九十条の四（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により算定した加算金及び過怠金の額に一円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

（差押えがある場合の通知）

第一条の十四 収用委員会は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を当該差押えに係る配当機関（差押えに係る配当手続を実施すべき機関をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

ならない。ただし、第二号に該当する場合において、収用し、又は使用しようとする土地、物件又はその他の権利について法第四十五条の二の規定による裁決手続開始の登記又は登録がまだされていないときは、その登記又は登録がされた後、遅滞なく通知すれば足りる。

一 強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含むものとし、以下単に「競売」という。）又は帶納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押えがされている土地、物件又はその他の権利について、法第四十五条の二の規定による裁決手続開始の登記又は登録がされたとき。

二 前号の差押えがされている土地若しくは物件又は同号の差押えがされている権利の目的となつている土地若しくは物件について、法第七十六条第一項、法第七十八条（法第百三十八条规定による請求があつたとき。）又は法第八十一条第一項の規定による請求があつたとき。

三 前二号の規定により通知した場合において、収用若しくは使用の裁決の申請が却下したとき、収用若しくは使用の手続が裁決に至らないで完結したとき、又は前号の請求を裁決において認めなかつたとき。

四 仮差押えの執行に係る土地、物件又はその他の権利について、法第四十五条の二の規定による裁決手続開始の登記又は登録がされた後強制執行又は競売による差押えがされた場合において、収用若しくは使用の裁決の申請を却下したとき、又は収用若しくは使用の手続が裁決に至らないで完結したとき。

（配当機関への補償金等の払渡し）

第一条の十五 起業者は、法第九十六条第一項（同条第五項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により補償金等（法第七十一条、法第七十二条、法第七十四条、法第七十五条、法第七十七条、法第八十条、法第八十条の二、法第八十九条、法第九十条の三、法第九十条の四（法第百三十八条第一項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定により算定した補償金、加算金及び過怠金をいう。以下同じ。）を払い渡すときは、あわせて、国土交通省令で定める様式による補償金等払渡通知書及び裁決書の正本を提出しなければならない。

第一条の十六 国税徴収法第百六十六条第二項の規定は、法第九十六条第一項の規定により裁判所以外の配当機関が補償金等を受領した場合に準用する。

2 第一条の十八第一項の規定により供託すべき補償金等については、同条第二項において準用する国税徴収法第百三十三条第四項に規定する支払委託書を発送したときに当該補償金等を受領したものとのみなして、前項の規定を適用する。

（債権額の確認方法等）

第一条の十七 法第九十六条第一項の規定により裁判所以外の配当機関に補償金等が払い渡された場合においては、国税徴収法第百三十一条第一項中「売却決定の日の前日」とあるのは「税務署長が指定した日」と、同条第三項中「売却決定の時」とあるのは「第一項の規定により税務署長が指定した日」と、同法第百三十三条中「換価財産の買受代金の納付の日」とあるのは「前条第一項の規定により指定した日」とする。

2 前項の規定により読み替えられた国税徴収法第百三十一条第一項の規定により、又はその例により、日を指定するときは、同法第九十五条第二項及び第九十六条第二項の規定の例により、公告及び催告をしなければならない。

（起業者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

第一条の十八 法第九十六条第四項（同条第五項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知がされた場合においては、裁判所以外の配当機関は、法第九十六条第一項の規定により払い渡された補償金等のうち起業者の見積り金額を超える部分に相当する金銭については、次の各号に掲げるいずれかの事由が生ずるまで、配当を実施せず、配当機関所在地の供託所にこれを供託するものとする。

ならない。ただし、第二号に該当する場合において、収用し、又は使用しようとする土地、物件又はその他の権利について法第四十五条の二の規定による裁決手続開始の登記又は登録がまだされていないときは、その登記又は登録がされた後、遅滞なく通知すれば足りる。

一 強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含むものとし、以下単に「競売」という。）又は帶納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押えがされている土地、物件又はその他の権利について、法第四十五条の二の規定による裁決手続開始の登記又は登録がされたとき。

二 前号の差押えがされている土地若しくは物件又は同号の差押えがされている権利の目的となつている土地若しくは物件について、法第七十六条第一項、法第七十八条（法第百三十八条规定による請求があつたとき。）又は法第八十一条第一項において準用する場合を含む。）、法第七十九条（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十一条第一項の規定による請求があつたとき。

三 前二号の規定により通知した場合において、収用若しくは使用の手続が裁決に至らないで完結したとき、又は前号の請求を裁決において認めなかつたとき。

四 仮差押えの執行に係る土地、物件又はその他の権利について、法第四十五条の二の規定による裁決手続開始の登記又は登録がされた後強制執行又は競売による差押えがされた場合において、収用若しくは使用の裁決の申請を却下したとき、又は収用若しくは使用の手続が裁決に至らないで完結したとき。

（配当機関への補償金等の取扱い）

第一条の十九 裁判所以外の配当機関は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項、国税徴収法第百五十九条第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六条の四第一項の規定による差押えに基づき法第九十六条第一項の規定による補償金等の払渡しを受けたときは、当該金銭を配当機関所在地の供託所に供託するものとする。

（仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡し）

第一条の二十 仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の支払いについての法第九十六条第一項に規定する配当手続を実施すべき機関は、当該権利の強制執行について管轄権を有する裁判所に規定する配当手続を実施すべき機関は、当該権利の強制執行について管轄権を有する裁判所とする。

（補償金等の払渡しのための書留郵便等の発送期限）

第一条の二十一 法第一百条の二第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める一定の期間は、十三日とする。

（手数料）

第二条 法第一百二十五条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。

一 法第十七条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 四十四万四千九百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、四十四万二千五百円）

二 法第二十七条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 十八万六千六百円

2 法第一百二十五条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。

（手数料の額は、一件につき次の表のとおりとする。）

一 法第十五条の二の規定によつてあつせんを申請する起業者 九万三千円

二 法第十五条の七の規定によつて仲裁を申請する起業者 十二万六千円

三 法第十八条（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用又は使用的裁決を申請する者 十五万八千円

四 法第三十九条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用又は使用的裁決を申請する者 一二万六千円

イ 損失補償の見積額 十万円以下の場合 五万六千四百円

一起業者が補償金等の額について法第一百二十三条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訴えを提起したことと証する書面が、法第百三十三条第二項に定める期間の経過後一週間以内に提出されないとき。

三条第二項に定める期間の経過後一週間以内に提出されないとき。

二 起業者が提起した前号の訴訟が終了したことを知つたとき。

二 起業者が提起した同項の訴訟が終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、起業者が提起した同項の訴訟が終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、配当機関にその旨を通知しなければならない。

（保全差押え等に係る補償金等の取扱い）

第一条の十九 裁判所以外の配当機関は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項、国税徴収法第百五十九条第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六条の四第一項の規定による差押えに基づき法第九十六条第一項の規定による補償金等の払渡しを受けたときは、当該金銭を配当機関所在地の供託所に供託するものとする。

（仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡し）

第一条の二十 仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の支払いについての法第九十六条第一項に規定する配当手続を実施すべき機関は、当該権利の強制執行について管轄権を有する裁判所に規定する配当手続を実施すべき機関は、当該権利の強制執行について管轄権を有する裁判所とする。

（補償金等の払渡しのための書留郵便等の発送期限）

第一条の二十一 法第一百条の二第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める一定の期間は、十三日とする。

（手数料）

第二条 法第一百二十五条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。

一 法第十七条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 四十四万四千九百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、四十四万二千五百円）

二 法第二十七条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 十八万六千六百円

2 法第一百二十五条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。

（手数料の額は、一件につき次の表のとおりとする。）

一 法第十五条の二の規定によつてあつせんを申請する起業者 九万三千円

二 法第十五条の七の規定によつて仲裁を申請する起業者 十二万六千円

三 法第十八条（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用又は使用的裁決を申請する者 十五万八千円

四 法第三十九条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用又は使用的裁決を申請する者 一二万六千円

イ 損失補償の見積額 十万円以下の場合 五万六千四百円

口 同 十万円を超える百万円以下の場合	ハ 同 百万円を超える五百円以下の場合
二 同 五百万円を超える一千円以下の場合	二 同 五百万円を超える一千円以下の場合
ホ 同 二千万円を超える一億円以下の場合	ホ 同 二千万円を超える一億円以下の場合
ヘ 同 一億円を超える場合	ヘ 同 一億円を超える場合
五法第九十四条第二項（法第二百二十四条第二項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によつて損失補償の裁決を申請する者イ 損失補償の見積額 五千円以下の場合	五法第九十四条第二項（法第二百二十四条第二項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によつて損失補償の裁決を申請する者イ 損失補償の見積額 五千円以下の場合
ロ 同 五千円を超える五万円以下の場合	ロ 同 五千円を超える五万円以下の場合
ハ 同 五万円を超える十万円以下の場合	ハ 同 五万円を超える十万円以下の場合
二 同 十万円を超える場合	二 同 十万円を超える場合
六法第二百十六条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用委員会の協議の確認を申請する者	七他の法律の規定（八の項に掲げる法律の規定を除く。）によつて収用委員会の裁決を求める者
ハ 同 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十五条规定する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する都市計画法第二十八条第三項	ハ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第九条第五項（同法第二十条第六項において準用する場合を含む。）
ロ 同 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十五条第一項	ハ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）二条第四項において準用する同法第六条第六項

五万六千四百円に損失補償の見積額の十
万円を超える部分が五万円に達すること
に五千七百円を加えた金額
十五万九千五百円に損失補償の見積額の
十万円を超える部分が十万円に達するご
とに七千百円を加えた金額
四十四万三千五百円に損失補償の見積額
の五百円を超える部分が百万円に達す
るごとに七千百円を加えた金額
五十五万円に損失補償の見積額の二千万
円を超える部分が四百万円に達すること
に一万円を加えた金額
七十五万円

第四条 書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が、次のいずれかに掲げる方法により行う。
 一 送達すべき書類を送達を受けるべき者に交付する方法
 二 送達すべき書類を送達を受けるべき者に書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（第三項及び第六条において「書留郵便等」という。）によつて送達する方法
 第三条 削除
 （書類の送達）

第四条 書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が、次のいずれかに掲げる方法により行う。
 一 前二項の場合において、同一の起業者が行う同一の事業に関して、法第一条又は法第五条から第七条までの規定のうちいかれか二以上の規定による収用又は使用のために事業の認定の申請、収用又は使用の裁決の申請若しくは協議の確認の申請を一の申請書によつて行う場合又は法第九十四条第二項の規定によつて損失補償の裁決を申請する場合は、それぞれ一件の申請とみなす。

本 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八条第一項

3 前二項の場合において、同一の起業者が行う同一の事業に関して、法第一条又は法第五条から第七条までの規定のうちいかれか二以上の規定による収用又は使用のために事業の認定の申請、収用又は使用の裁決の申請若しくは協議の確認の申請を一の申請書によつて行う場合又は法第九十四条第二項の規定によつて損失補償の裁決を申請する場合は、それぞれ一件の申請とみなす。

2 民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第二百二条、第二百三条及び第二百九条の規定は前項の規定によつて書類の送達を行ふ場合に、同法第二百五条及び第二百六条の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて書類の送達を行ふ場合に、同法第二百七条の規定はこの項において準用する同法第二百六条の規定による送達ができないかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第二百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「収用委員会の庶務を処理する職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一項第一号に規定する書留郵便等」と、同法第二百九条中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

3 収用委員会の事務を処理する職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を送達を受けた者に通知しなければならない。

二 前項において準用する民事訴訟法第二百六条第二項の規定による送達がされた場合 その旨及び書留郵便等に付して発送した時に書類の送達があつたものとみなされる旨

4 法第六十五条第一項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による出頭又は資料の提出の命令は、前三項に規定する送達の方法による。

第五条 収用委員会は、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確知することができない場合又は前条第二項の規定によることができない場合においては、公示送達を行うことができる。

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して行うものとする。

3 収用委員会は、必要があると認めるときは、収用し、若しくは使用しようとする土地（法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては当該権利の目的であり、又は当該権利に關係のある土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件、法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合にあつては立木、建物その他土地に定着する物件、法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れきの属する土地）の所在する市町村の長若しくは送達を受けるべき者の住所若しくはその者の最

第三十六条の二第一項第一号								
第三十六条の二第一項第二号								
第三十六条の二第二項								
第三十九条第二項、第七十四条								
第一項、第七十五条、第九十条								
第三十九条第二項、第七十四条								
第一項、第九十条								
第四十条第一項第二号イ、第四十七一条の三第一項第一号イ、第四百六十六条第二項第一号								
第四十条第一項第二号ロ								
第四十条第一項第二号ホ								
第四十五条第一項第一号ヘ、第四十八条第一項第三号								
第四十五条の二								
第四十五条の二、第四十五条の三第一項本文、第九十五条第四項								
第四十五条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の二								
第三項、第四十六条の四第一								
登記	当該登記の登記所	その土地	申請に係る土地	申請に係る権利	取得し、又は消滅させる権利	土地が土地又は土地に関する所有権以外の権利	土地の面積	残地
登記	当該登記又は登録の登記所	その権利	申請に係る権利	消滅させ、又は制限する	権利の目的であり、又は当該権利に關係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件がある土地	権利の種類及び内容	残存する権利	権利の目的である一筆の土地

当該土地	第八十二条第二項、第三項及び第五項	第八十三条第一項	第八十九条第一項	第八十九条第二項	土地の形質の変更	第八十九条第三項
(第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合)	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらを損壊し、又は取去し	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件
当該権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底又は水(第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合)	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件
土地又は土地に関する権利	替地となるべき権利の目的である土地	替地となるべき権利の目的である土地	替地となるべき権利の目的である土地	當該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	當該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件	當該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件
土地	土地が き土地 土地の形質を 変更し	土地が き土地 土地の形質を 変更し	土地が き土地 土地の形質を 変更し	土地の形質の 変更	土地の形質の 変更	土地の形質の 変更

第九十条、第一百一条第一項、第一百二十二条第二項、第一百二十一条第一項、第三百二十四条第一項	土地を	土地を収用し	権利を収用し	当該権利の目的である土地に定着する物件について、これらの損壊又は収去				
第三百三十三条第一項	土地に関するその他の権利	土地及び残地以外の土地	土地及び残存する権利の目的である土地以外の土地					
第一百一条第一項	土地に関するその他の権利	土地を収用する	権利を収用する					
第九十三条第一項	土地を	土地を収用し	権利を					
第一百六十六条第一項	起業地	当該土地の所有権を取得し	権利が消滅し	当該権利又は当該権利に関する権利				
第一百六十六条第二項第一号	面積	土地の所有者及び占有者	起業地（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては、起業地にある立木、建物その他土地に定着する物件）の種類及び内容					
第一百二十二条第三項、第一百二十一条第三項	土地の所有者及び占有者	権利の種類及び内容	権利者並びに当該権利の目的である土地の所有者及び占有者					
五百二十四条第一項	土地の	権利の	権利者並びに当該権利の目的である土地の所有者及び占有者					
第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合	読み替えるべき字句	読み替えるべき字句	読み替えるべき字句					
第十六条、第十八条第四項、第二十条第三号及び第四号、第二十八条の三第二項、第三十条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項第二号、ハ、ニ及びホ、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の三第二項、第六条の二第一項、第四十七条の三第一項、第一号口及びホ、第四十八条第一項第二号、第四十九条第一項第二号及び第五项、第五十条第二項、第六十三条第四項、第一号及び第五项、第五十一条第一項、第三百二十四条第一項	土地	立木、建物その他土地に定着する物件	立木、建物その他土地に定着する物件					

		第四十八条第一項第一号、第一百二十二条第一項及び第三項まで、第一百二十三条第一項及び第三項										土地の区域		
		第七十二条										近傍類地		
		第七十二条、第一百二十四条第一項										土地又はその近傍類地の取引価格		
		第八十条の二第一項、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項、第一百二十四条第一項	第八十条の二第一項	第八十九条第一項	第八十九条第二項	第八十九条第三項	第九十三条第一項	土地を	土地を	土地を	土地を	立木、建物その他土地に定着する物件を	立木、建物その他土地に定着する物件又はその立木、建物その他土地に定着する物件	
第十六条、第二十条第三号及び第四号、第三十条第一項及び第三項、第四十五条第二項、第四十五条の三第二項、第六十八条、第八十八条、第一百三十四条		土地	読み替えるべき字句	読み替えるべき字句	読み替えるべき字句	読み替えるべき字句	読み替えるべき字句	土地又は土地	土地の	土地の所有者	土地及び残地	その土地	土地の形質の変更	土地の形質を変更し、損壊し、又は収去し
												立木、建物その他土地に定着する物件を	立木、建物その他土地に定着する物件又は立木、建物その他土地に定着する物件	
												立木、建物その他土地に定着する物件を	立木、建物その他土地に定着する物件又は立木、建物その他土地に定着する物件	

第八条 (権限の委任)

第八条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省へ一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
(事務分掌)

一 土地収用法施行令（明治三十三年勅令第九十九号）
二 土地収用法第六条に基きて発する命令の件（明治三十三年勅令第百号）
三 土地収用法第四十六条に依る合同収用審査会に関する件（明治三十三年勅令第一百一号）
四 土地収用法第六十九条に依りて発する命令の件（明治三十三年勅令第百二号）
五 土地収用法第八十五条第三項に基きて発する命令の件（明治三十三年勅令第百三号）

附 則（昭和二八年八月一二日政令第一八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの政令による改正規定の適用については、第十二条の規定による都市再開発法施行令第四条の二第一項の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一一二二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
(土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この政令の施行前にした建設大臣に対する事業の認定の申請に係る手数料の額については、第三条の規定による改正後の土地収用法施行令第二条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日政令第一八四号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年法律第八十八号)から施行する。
(土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成一四年七月五日政令第二四八号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三号)の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一七日政令第五二三号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、仲裁判法の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月一五日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二四日政令第六〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち土地収用法施行令第四条第二項及び第六条第三項の改正規定は、同年五月二日から施行する。
(土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この政令の施行前にした国土交通大臣に対する事業の認定の申請に係る手数料の額については、第一条の規定による改正後の土地収用法施行令第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一二月三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日政令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。)、第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。